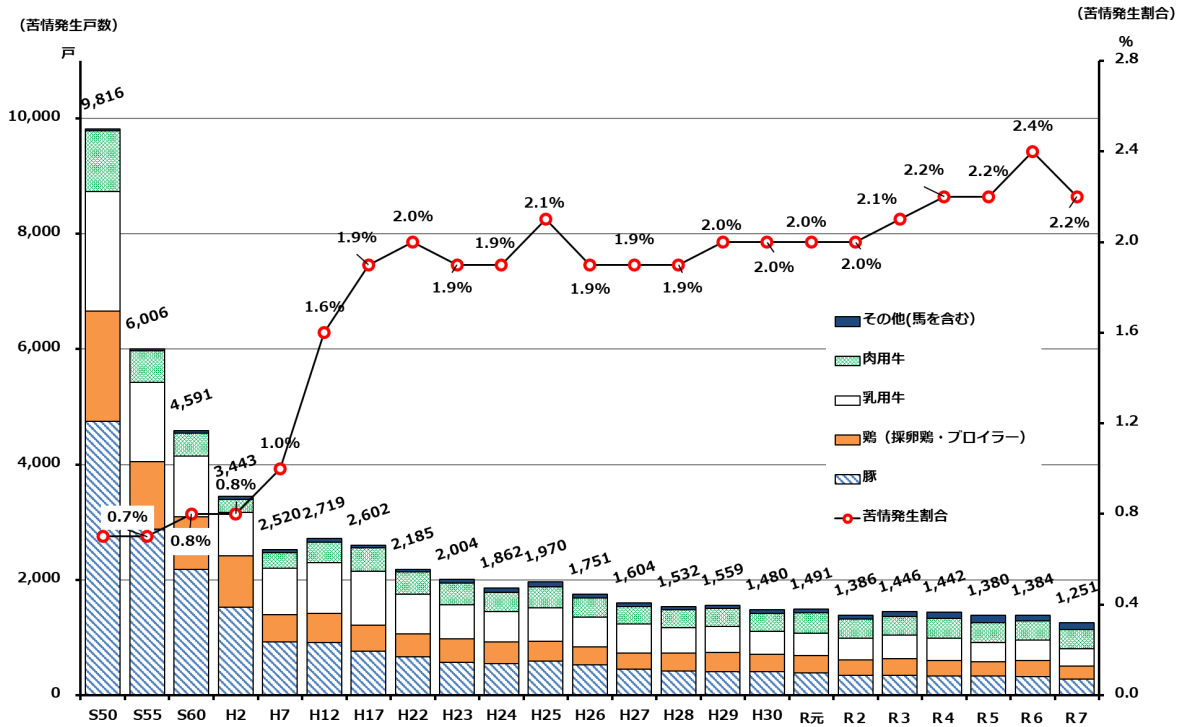


# 畜産経営に起因する苦情発生状況

農林水産省畜産局畜産振興課

## 1. 苦情発生戸数

令和7年における畜産経営に起因する苦情発生戸数は1,251戸で、前年に比べ133戸減少した。苦情発生割合は2.2%で、前年に比べ0.2%減少した。



- 注1：当該年の7月1日までの1年間に住民等から地方公共団体へ届けられたものである。
- 注2：同一経営体に苦情が複数寄せられた場合、苦情の内容が同じ場合は1戸として計上しているが、異なる種類の苦情があった場合は複数戸として計上されている。
- 注3：苦情発生割合 = 苦情発生戸数 ÷ 飼養戸数。ただし「その他」の畜種については戸数が把握できないことから、苦情発生割合の算定からは除外されている。なお、飼養戸数は「畜産統計」（農林水産省）等による。

## 2. 畜種・苦情の内容別の発生戸数

苦情の畜種別発生戸数の割合は、乳用牛24.5%（前年25.7%）、肉用牛26.1%（同24.3%）、豚22.1%（同22.8%）、採卵鶏12.9%（同14.5%）、ブロイラー5.2%（同5.7%）であり、近年と同様の傾向であった。

苦情の内容別発生戸数の割合についても、悪臭関連が50.9%（前年53.4%）、水質汚濁関連が17.0%（同16.9%）、害虫関連が9.3%（同9.5%）、その他が22.9%（同20.2%）となっており、近年と同様の傾向であった。

畜産経営に起因する苦情の畜種別・内容別発生戸数(令和7年)

(単位：戸、%)

区分	悪臭関連	水質汚濁関連	害虫関連	その他	合計	(参考) 令和6年合計
乳用牛	179 (23.6)	78 (30.8)	34 (24.6)	95 (27.9)	307 (24.5)	356 (25.7)
肉用牛	188 (24.8)	55 (21.7)	40 (29.0)	99 (29.0)	326 (26.1)	337 (24.4)
豚	205 (27.0)	88 (34.8)	8 (5.8)	27 (7.9)	276 (22.1)	316 (22.8)
採卵鶏	107 (14.1)	17 (6.7)	46 (33.3)	27 (7.9)	162 (12.9)	201 (14.5)
ブロイラー	53 (7.0)	5 (2.0)	2 (1.4)	13 (3.8)	65 (5.2)	79 (5.7)
馬	8 (1.1)	2 (0.8)	3 (2.2)	4 (1.2)	15 (1.2)	8 (0.6)
その他	18 (2.4)	8 (3.2)	5 (3.6)	76 (22.3)	100 (8.0)	87 (6.3)
合計	758 (100)	253 (100)	138 (100)	341 (100)	1,251 (100)	1,384 (100)
構成 (%)	50.9	17.0	9.3	22.9	100.0	100.0

注1:「悪臭関連」には、悪臭単独の苦情に加え、悪臭以外の苦情(水質汚濁、害虫発生等)を併発しているものも含む(その他の分類も同様)。

このため、各分類の戸数を合計した戸数と、「合計」欄の戸数は一致しない。

注2:「その他」に分類される苦情の内容は、ふん尿の散乱、騒音、脱走等である。

### 3. 畜種・飼養規模別の発生戸数

各畜種における苦情発生割合は、乳用牛 2.7%（前年 3.0%）、肉用牛 1.0%（同 0.9%）、豚 9.2%（同 10.5%）、採卵鶏 10.0%（同 12.4%）、ブロイラー 3.1%（同 3.8%）であり、近年と同様の傾向であった。

また、乳用牛、肉用牛及び採卵鶏においては、飼養規模が大きくなるほど苦情発生割合が高くなった。

#### ・乳用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生割合	飼養戸数
管理基準非適用	1	0.2%	529
～29	45	1.4%	3,260
30～99	128	2.3%	5,680
100～299	79	4.4%	1,777
300～	55	14.4%	382
合計	307	2.7%	11,300

※成畜（満2歳以上の牛の頭数）（畜産統計、農林水産省）

#### ・肉用牛

飼養規模※	苦情発生戸数	発生割合	飼養戸数
管理基準非適用	40	0.3%	15,926
～19	79	0.4%	19,210
20～99	119	1.1%	10,520
100～499	80	2.3%	3,490
500～	48	6.2%	780
合計	326	1.0%	34,000

※総飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

#### ・豚

飼養規模※	苦情発生戸数	発生割合	飼養戸数
管理基準非適用	15	3.0%	508
～999	90	6.7%	1,345
1,000～1,999	61	10.0%	607
2,000～2,999	48	16.6%	289
3,000～	77	12.4%	621
合計	276	9.2%	3,000

※肥育豚飼養頭数（畜産統計、農林水産省）

#### ・採卵鶏

飼養規模※	苦情発生戸数	発生割合	飼養戸数
管理基準非適用	31	1.3%	2,299
2,000～9,999	11	2.0%	560 <sup>注1</sup>
10,000～49,999	44	10.4%	424
50,000～99,999	21	12.4%	169
100,000～	55	17.6%	313
合計	162	10.0%	1,620

※成鶏めすの飼養羽数（畜産統計、農林水産省）

#### ・ブロイラー

飼養規模※	苦情発生戸数	発生割合	飼養戸数
管理基準非適用	6	3.2%	189
2,000～99,999	35	8.1%	434 <sup>注1</sup>
100,000～299,999	15	1.6%	963
300,000～499,999	2	0.5%	391
500,000～	7	2.2%	312
合計	65	3.1%	2,100

※年間の出荷羽数（畜産統計、農林水産省）

注1：飼養戸数について、採卵鶏の2,000～9,999羽区分には飼養羽数1,000～1,999羽の戸数が含まれているため、苦情発生割合は実際より低く見積もられている可能性がある。また、ブロイラーの2,000～99,999羽区分には年間出荷羽数2,000～2,999羽の戸数が含まれていないため、苦情発生割合は実際より高く見積もられている可能性がある。

注2：管理基準非適用農家の飼養戸数は、「令和5年度家畜排せつ物法施行状況等調査（農林水産省）」による。

注3：各飼養規模層の飼養戸数には、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含んでいないため、それらの合計値と「合計」欄の飼養戸数は一致しない。

#### 4. 新規の苦情発生戸数と継続の苦情発生戸数の割合

全苦情発生戸数に占める「全体の苦情発生戸数から新規の苦情発生戸数を除いた同一経営体に対する継続の苦情発生戸数」（以下、「継続の苦情戸数」という。）の割合は、乳用牛 61.9% (前年 57.9%)、肉用牛 46.0% (同 47.8%)、豚 64.9% (同 70.6%)、採卵鶏 55.6% (同 69.2%)、ブロイラー 50.8% (同 59.5%) であった。

全畜種の計では、継続の苦情戸数が新規の苦情戸数を上回っており、調査を開始した令和 2 年以降同様の傾向であった。

(単位：戸、(%))

区分	苦情発生戸数	苦情発生戸数の内訳	
		新規の苦情戸数※	継続の苦情戸数
乳用牛	307(100)	117(38.1)	190(61.9)
肉用牛	326(100)	176(54.0)	150(46.0)
豚	276(100)	97(35.1)	179(64.9)
採卵鶏	162(100)	72(44.4)	90(55.6)
ブロイラー	65(100)	32(49.2)	33(50.8)
馬	15(100)	11(73.3)	4(26.7)
その他	100(100)	73(73.0)	27(27.0)
計	1,251(100)	578(46.2)	673(53.8)

※ (R6.7.1～R7.6.30) において初めて苦情が発生した戸数

注：継続の苦情割合 = 継続の苦情戸数 ÷ 苦情発生戸数。